

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 令和2年04月01日	令和2年度南区総合庁舎健康増進センター施設部分に係る建物維持管理費	5,716,000	南区役所地域力推進室	公益財団法人京都市健康づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度南区総合庁舎健康増進センター施設部分に係る建物維持管理費
- 2 担当所属名
南区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条南田町1番地の2
公益財団法人京都市健康づくり協会
- 6 契約金額（税込み）
5,716,000円
- 7 契約内容
南区役所が同保健福祉センター（障害保健福祉課及び子どもはぐくみ室）執務室として、京都市健康増進センターの一部を使用するにあたり、建物及び諸設備の使用、保守管理に係る費用の一部を負担するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の対象となる場所が京都市健康増進センターに特定されることから、契約の相手方が同センターの管理者に特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
京都市健康増進センターの建物及び諸設備の使用、保守管理及び費用負担について、南区役所と公益財団法人京都市健康づくり協会との間で覚書を交わし、その内容を定めている。